

# 多気町とユアスタンド株式会社との地域脱炭素社会の実現に向けた包括連携協定書

多気町（以下「甲」という。）とユアスタンド株式会社（以下「乙」という。）は、多気町内における脱炭素社会の実現に資する取組の推進に関し、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力することにより、ゼロカーボン・ドライブを効果的に推進し、町民の脱炭素化に対する意識の醸成を図り、脱炭素社会の実現及び災害等に対する地域のレジリエンスの強化に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) クリーンエネルギー自動車の普及促進に関すること
- (2) 脱炭素社会の実現に関する町民への啓発等に関すること
- (3) 災害等における地域のレジリエンスの強化に関すること
- (4) その他、脱炭素社会の実現に資する取組に関すること
- (5) 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

## （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、定期的に協議を行うものとする。

## （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力に当たり、相手方から知り得た情報について、第三者に開示又は提供若しくはこの協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力に当たって知り得た情報を適切に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が生じないよう万全の対策を講ずるとともに、この協定に基づく連携に当たって第三者の協力をえる場合は、その第三者にも同様の管理・対策を講じさせるものとする。

3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## （定めのない事項）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈につき疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の両者において記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年3月15日

三重県多気郡多気町相可1600番地

甲 多気町長 久保 行 央



神奈川県横浜市中区住吉町2-24-2 住吉24ビル3階  
ユアスタンド株式会社

乙 代表取締役社長 浦 伸 行

